

## 個 人 研 究

### 出入国管理と国際法

宮 崎 繁 樹

#### Immigration and International Law

Shigeki Miyazaki

一 自国民と外国人・無国籍者については、その国内法上の取扱いを異にするのが、昔は通例であった。しかし、国際交流が頻繁となるに従って、敵視主義、排外主義、相互主義をへて、現在では内外人平等主義が文明諸国では採用されるようになり、市民的生活においては、原則として、外国人にも自国民と同様の待遇が与えられている。

もっとも、人類社会が現在国家を単位として構成されている結果、国益・国家主権という見地から、国防、外交、重要な内政に関する事項については外国人に関与させず、また、外国人の入国や滞在についても、国家は、その国内法によって一定の規制をしている。

二 わが国は、徳川時代 230 年にわたる鎖国の時期をへて幕末に開国を迎えた。しかし、外国人と日本人の混住を禁じ、外国人に対する裁判につきその本国に対して領事裁判権を認めた不平等条約を幕府が諸外国と結んだため、条約改定が明治期における重要な外交問題となった。明治 27 年 (1894 年) に日英新条約が結ばれ、ついで他国とも条約を改定し、明治 32 年の新条約発効によってようやく外国人法制をととのえる必要が起り、考え方も外国人切捨御免の敵視主義から内外人平等主義への一步を進めた。しかし、終戦までは明治憲法的発想から「外国人は、憲法上に国内に居住することの自由を保障されていないので、必ずしも法律の規定に基くことを要しない」という考え方が一般的であった。従って外国人の出入国も内務省の所管とされ、大正 7 年の『外国人入国に関する件』昭和 14 年の『外国人の入国、滞在及び退去に関する件』の内務省令により地方長官と外事警察によって外国人の取締りを警察行政の一環として行なった。

三 この時期のわが国の外国人の取扱いは、フランスやドイツの、いわば大陸方式に近似していた。これに

対して、連合国による日本占領期には、外国人の出入国管理も連合国軍総司令部の管理下に置かれていたが、昭和 26 年 (1951 年) 総司令部の勧告によって『出入国管理令』が制定された。同令は、平和条約発効に伴う特例法によって現在も法律と同様の効力が認められているが、制定の経過を反映して、アメリカの移民法の影響を強く受けている。最近、第 61 国会 (昭和 44 年)、第 63 国会 (昭和 45 年) に『出入国管理法案』、第 68 国会 (昭和 47 年) に、『出入国法案』が提出されたが、その内容に問題があり、成立にいたっていない。

四 他方西ドイツの外国人法制は、フランスと共に戦前の日本における外国人法制と近似した方式をとっている。つまり、内務大臣、地方長官、外事警察によって外国人を処遇する大陸方式が維持されている。最近まで、1937 年の『旅券・外事警察・届出制度ならびに追放に関する法律』にもとづく 1938 年の『外事警察令』により規制されていた。

しかし、1965 年 4 月 28 日、あらたに『外国人法』Auslaendergesetz が制定された。同法は、外国人も居住国の領土主権に服するとしながらも、世界人権宣言、ヨーロッパ人権条約、ヨーロッパ居住協定、亡命者の地位に関する条約、ヨーロッパ共同体に関するローマ条約などによって、国家は国際的人権保障の義務を負い、外国人を決して恣意的に取扱いうるものではないとし、この国際法上の要請を考慮して制定されたものであり、外国人の居住が「ドイツ連邦共和国の利益を害さない場合」には、滞在許可は付与されなければならないとし、5 年以上の合法的居住者に対する永住資格付与や、亡命者の受け入れについての手続の明確化など、注目すべき内容を含んでいる。

五 この研究は、関野、西俣、住吉氏による、アメリカ、スペイン、中南米、フランスの外国人法制研究と共に、宮崎繁樹編『亡命と入管法—各国における法的処遇』(築地書館刊)として、昭和 46 年 12 月 公刊した。